

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	新城市、設楽町、東栄町、豊根村

## 新城・北設広域鳥獣被害防止計画(案)

<代表市町村及び連絡先>

担当部署名 新城市産業振興部

農業課 鳥獣害対策係

所在地 愛知県新城市字東入船115番地

電話番号 0536-23-7632

FAX番号 0536-23-7047

メールアドレス [choujyuu@city.shinshiro.lg.jp](mailto:choujyuu@city.shinshiro.lg.jp)

市町村名	設楽町	東栄町	豊根村
担当部署	産業課	経済課	産業課
所在地	愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地	愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地
電話番号	0536-62-0527	0536-76-1812	0536-85-1314
FAX番号	0536-62-1675	0536-76-1428	0536-85-5110
メールアドレス	<a href="mailto:sangyo@town.shitara.lg.jp">sangyo@town.shitara.lg.jp</a>	<a href="mailto:keizai@town.toei.lg.jp">keizai@town.toei.lg.jp</a>	<a href="mailto:nourin@vill.toyone.lg.jp">nourin@vill.toyone.lg.jp</a>

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣：シカ、イノシシ、サル、カモシカ、クマ 中型獣：ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア 鳥類：スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウ、ダイサギ、コサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛知県新城・北設地域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度：新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、植栽木	17.65ha 9,649千円
イノシシ	稲、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、茶園	2.92ha 1,984千円
サル	稲、豆類、果樹、野菜、いも類、きのこ類	6.62ha 4,109千円
カモシカ	稲、麦類、飼料作物、野菜、植栽木、山菜類	2.28ha 1,017千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	8.29ha 3,205千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	2.32ha 3,696千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 1千円
獣類小計		37.76ha 19,964千円
鳥類小計		2.32ha 3,697千円
総合計		40.08ha 23,661千円

※ 表中の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和6年度: 新城市)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	稲、豆類、果樹、飼料作物、 野菜、いも類、植栽木	2.05ha 1,745千円
イノシシ	稲、豆類、果樹、野菜、 いも類、茶園	0.5ha 621千円
サル	稲、豆類、果樹、野菜、 いも類	0.25ha 166千円
カモシカ	稲、麦類、飼料作物、野菜、 山菜類	0.03ha 25千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビ シン、アライグマ、アナグ マ、ヌートリア、その他獣 類	稲、豆類、果樹、野菜、 いも類	0.51ha 351千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、 ハト、その他鳥類	稲、豆類、果樹、野菜、 いも類	0.09ha 396千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ等	— ha 1千円
獣類小計		2.89ha 2,908千円
鳥類小計		0.09ha 397千円
総合計		2.97ha 3,305千円

※「農作物の被害状況調査」(各農家へのアンケート調査)及び聞き取り調査より  
 ※表中の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和6年度: 設楽町)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	稲、麦類、豆類、野菜、 植栽木	1.39ha 613千円
イノシシ	稲、豆類、飼料作物、野菜、 いも類、茶園	0.86ha 533千円
サル	稲、野菜、いも類、きのこ類	1.29ha 646千円
カモシカ	野菜、植栽木、山菜類	0.03ha

		2 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類	野菜、いも類	0.16ha 34 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	稲、豆類、野菜	0.37ha 76 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 0 千円
獣類小計		3.73ha 1,828 千円
鳥類小計		0.37ha 76 千円
総合計		4.10ha 1,904 千円

※ 聞き取り調査等から推計

※ 表中の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和6年度: 東栄町)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	稲、果樹、野菜、いも類、 工芸作物、植栽木	0.76ha 1,480 千円
イノシシ	稲、果樹、野菜、いも類 工芸作物、茶園	0.12ha 230 千円
サル	稲、果樹、野菜、いも類、 きのこ類	0.79ha 1,688 千円
カモシカ	野菜、植栽木、山菜類	0.02ha 56 千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他獣類	果樹、野菜、いも類	0.22ha 624 千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、その他鳥類	果樹、野菜	0.11ha 146 千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ等	— ha 0 千円

獣類小計		1.91ha 4,078千円
鳥類小計		0.11ha 146千円
総合計		2.02ha 4,224千円

※ 聞き取り調査等から推計

※ 表中の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

(参考) 市町村別の被害の現状 (令和6年度: 豊根村)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	稲、雑穀、果樹、野菜、 植栽木	13.45ha 5,811千円
イノシシ	稲、雑穀、野菜、いも類、 茶園	1.89ha 600千円
サル	稲、果樹、野菜、いも類、 きのこ類	4.29ha 1,609千円
カモシカ	植栽木、山菜類	2.20ha 934千円
ノウサギ、タヌキ、ハクビ シン、アライグマ、アナグ マ、ヌートリア、その他獣 類	野菜	7.40ha 2,196千円
スズメ、カラス、ヒヨドリ、 ハト、その他鳥類	果樹、野菜	1.75ha 3,078千円
アオサギ、カワウ	アユ、アマゴ、ニジマス等	— ha 0千円
獣類小計		29.23ha 11,150千円
鳥類小計		1.75ha 3,078千円
総合計		30.98ha 14,228千円

※ 聞き取り調査等から推計

※ 表中の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳の合計が一致しないことがあります。

## (2) 被害の傾向

### ○シカ

#### ・ 生息状況

近年は、本宮山周辺のみならず、静岡県境付近で生息域が拡大している。生息数は不明であるが、捕獲実績は増加傾向が続く。それを裏付けるように、静岡県から「県境付近でのシカの生息密度が高くなっている」と報告を受けている。

#### ・ 被害の発生時期

主に植え付け後の水稻苗や若木の芽などの被害が発生している。山間地での特産品として定着しつつある山菜類の若芽や幹などへの食害も報告されている。

#### ・ 被害の発生場所

出没する個体数が激増し、被害区域が地域全体に広がっており、最近では、住宅地域内の農地での農作物被害も発生している。森林被害では植栽木の食害や樹皮のはく皮による枯損が懸念される。

#### ・ 被害地域の増減傾向

年々増加傾向にあると推察される。

### ○イノシシ

#### ・ 生息状況

山林近接地である里山が主な生息域となっており、生息数は不明である。豚熱の影響により一時減少したものの、捕獲実績は増加傾向である。

#### ・ 被害の発生時期

春先から夏にかけての筍に始まり晩秋の稲や芋類までと冬を除く全ての時期に被害が発生しており、各作物とも特に収穫期に被害が発生している。

#### ・ 被害の発生場所

食害による直接被害のほか、草地や茶園、水田などでの掘り返しに加え、農地周りの畦畔や石垣を掘り崩す被害が多発するなど、農地等の維持管理に深刻な影響が出ており、道路の法面の掘り起こしなど住民の生活被害にまで広がっている。

#### ・ 被害地域の増減傾向

豚熱の影響により一時減少したものの、増加傾向にある。

### ○サル

#### ・ 生息状況

イノシシと同様に生息地が山林近接地である里山となっており、程度の差はあるが、概ね地域全域で年間を通じて農作物被害が発生している。生息数は不明であるが、捕獲実績は増加傾向であり、被害も増加傾向にある。

#### ・ 被害の発生時期

園芸作物において、年間を通じて被害が発生する。特に、餌資源が不足する農閑期に農地への出没が多い。

#### ・ 被害の発生場所

農産物のほとんどが被害に遭っているが、特に、産地直売所向け野菜への被害が著しく、営農意欲の減退や農家所得への影響が懸念される。

#### ・ 被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

○カモシカ

・生息状況

目撃情報や被害状況から、生息域が森林から山林近接地付近まで拡大している。

・被害の発生時期

シカ同様、主に植え付け後の水稻苗や若木の芽などの被害が発生している。山間地での特産品として定着しつつある山菜類の若芽や幹などへの食害も報告されている。

・被害の発生場所

カモシカは単独で行動しており、群れで行動するシカに追いやられて人里近くにまで出没しており、さらなる被害発生が懸念される。

・被害地域の増減傾向

目撃情報から増加傾向にあるものと推測される。

○クマ

・生息状況

管内市町村で目撃及び錯誤捕獲があることから、広域にわたりクマが生息している状況である。

・被害

計画策定段階において、管内での農林業被害、人身被害は報告されていない。クマが生息している地域であるため、イノシシやシカといった有害鳥獣の捕獲活動において、クマの錯誤捕獲が発生する可能性があり、捕獲従事者への人身被害のリスクがある。

○中型獣

・生息状況

山間地、平坦地を含む管内全域に生息しているとみられ、民家の屋根裏や縁の下に住み付くなど住民生活にも影響を与えている。生息数は不明であるが、捕獲実績はほぼ横ばいである。

近年、ヌートリアの生息域が新城市で拡がりつつあり、以北の町村への生息域の拡大に注視が必要である。また設楽町は、矢作川流域に接する地域での、生息に注視が必要である。

・被害の発生時期

野菜や果実などが収穫を迎える夏から秋にかけて多く発生している。

・被害の発生場所

タヌキ、ハクビシン、アナグマは、農作物の食害による被害のほか、民家への侵入例もあり、被害区域が広がっている。

また、アライグマによる果樹などへの被害が発生しており、被害区域が広がっている。

・被害地域の増減傾向

ブドウ栽培、施設野菜栽培において、被害が増加傾向である。

○鳥類

・生息状況

山間部、及び平坦地にかけて生息しているが、比較的平坦地の生息数が多い。  
生息数は不明であるが、捕獲実績は増加傾向である。

・被害の発生時期

農作物被害に関しては、夏から秋を中心に被害が発生しており、スイートコーンや果実といった農作物が主として被害を受けている。

また、水産物被害として、春と秋にアユ、アマゴの稚魚の被害が発生している。

・被害の発生場所

被害区域は全域に広がっており、住宅地の家庭菜園も多く被害を受けている。  
水産物被害は、主要河川を中心に被害が発生している。

・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
被害金額	シカ	9,649千円	シカ	9,360千円
	イノシシ	1,984千円	イノシシ	1,924千円
	サル	4,109千円	サル	3,986千円
	その他獣	4,222千円	その他獣	4,095千円
	アオサギ、カワウ	1千円	アオサギ、カワウ	1千円
	その他鳥	3,696千円	その他鳥	3,585千円
	合計	23,661千円	合計	22,951千円
被害面積	シカ	17.65ha	シカ	17.12ha
	イノシシ	2.92ha	イノシシ	2.83ha
	サル	6.62ha	サル	6.42ha
	その他獣	10.57ha	その他獣	10.25ha
	アオサギ、カワウ	— ha	アオサギ、カワウ	— ha
	その他鳥	2.32ha	その他鳥	2.25ha
	合計	40.08ha	合計	38.87ha
講習会の実施	6会場	62人	6会場	70人
狩猟免許取得者の支援		7人		10人

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○全体 農林水産物に被害を及ぼす鳥獣に対して、市町村が管内の猟友会に委託して、有害鳥獣捕獲や個体数調整を銃器やわなを用いて実施している。 ※対象とする種類は市町村により異なる。</p>	<p>有害鳥獣捕獲等の担い手である狩猟免許所持者において、特に銃猟従事者が高齢化により銃返納者が増加している。</p>
	<p>○大型獣 農業者等からの要請等に基づき、狩猟免許を取得している猟友会員が捕獲檻やわなを設置し、イノシシなどの捕獲を行っている。 なお、イノシシ・シカ・サルなどの大型獣類用の捕獲檻やわなは、国や県の助成を受けて、市町村、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。</p>	<p>新たに銃猟を始める者が減少しており、巻き狩りの際の人手が不足している。また、捕獲後の処分には多大な時間と労力が必要なことなどから、銃猟に参加する者は減少傾向にあり、新たな捕獲従事者の確保育成が課題となっている。また、狩猟者が地区外に勤めていることが多く、サルが出没した時点で捕獲を行える者が不在であり、捕獲できない場合が多い。</p>
	<p>○中型獣 ハクビシンなどの小動物用捕獲檻も国や県の助成を受けて、新城・北設広域鳥獣害対策協議会が購入している。</p>	<p>地域ぐるみの取組により、捕獲に要する経費を低減するシステムづくりなどの体制整備が必要である。</p>
	<p>○その他 集落における地域ぐるみでの捕獲体制の構築に向けて、講習会や座談会を実施している。</p>	<p>カワウ・アオサギなどは、河川へ放流した稚魚を捕食するため、捕獲以外には防止する方法がない。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>○全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者個人に対し電気柵や防護ネット等の設置に要する経費を補助している。</li> <li>・ 農業者が自ら電気柵、トタン柵、防鳥ネットなどを設置している。</li> <li>・ 平成23年度から鳥獣被害防止総合対策事業の活用により自立施工で実施する地域ぐるみの侵入防止柵の設置を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵、侵入防止柵の設置においては、設置労力や管理労力を軽減するため、集落間で連携し広範囲に行う取組みを推進する必要性が高いが、中山間地域においては農業者の高齢化により、地域ぐるみで行う設置作業や管理労力が不足傾向にある。</li> <li>また、過去において施工した設置地区に新たな獣害が発生しており、防護柵の機能維持・向上を図ることも課題となっている。</li> </ul>
	<p>○大型獣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の助成を受けてモンキードッグ9頭を導入し、新城市及び東栄町などで活動した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サルへの対応は特殊な部材を使うなど多大な費用や労力を使うことが課題である。</li> </ul>
	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村や関係機関、広域の協議会等が中心となって集落別に獣害対策講習会などを開催し、農業者それぞれの知識の向上及び獣害対策の普及に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山間地であるため、小規模農地が点在しており集落単位での防護対策や追い払いなどの活動が困難になってきている。そのため耕作放棄地の増加が目立っている。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

被害に対する施策として、これまでもソフト、ハードの両面から各種取組みを進めてきたが、捕獲頭数に対して生息数の増加が著しいとされるシカの行動は人の生活圏へ接近し影響を及ぼしており、数値に表れない被害も考慮して生息獣に対応していく必要がある。地域内では、自家消費米を栽培する水田や農産物直売所向けの小規模多品目の生産を目指す農地がほとんどを占めており、鳥獣による被害は収入面でも精神面でも大きなダメージを与えることになり、農業者の耕作意欲の低下を防ぐための対策が重要である。

猟友会委託による捕獲や補助による電気柵設置、個々の農業者による防護柵の設置を中心とした被害防止対策が不可欠であることから、引き続き実施していくとともに、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における新城・北設地域全体の取組みを始め近隣市町村と連絡・調整を図り、相互に連携した取組み等を検討していく。

シカ、イノシシについては、効率的な捕獲方法について検討を進めるとともに、特に生息数の増加が著しいシカに対しての捕獲の強化を図っていく。サルについ

では、群れの個体数の把握や生息状況調査を行い、データに基づいた被害対策や群れの管理に取り組む。また、ハクビシン、アライグマ等の中型獣類についても捕獲対策を進める。

高齢化傾向にある猟友会員の負担軽減のため、捕獲した個体の処理方法について埋却では大型排水管等を用いた簡易な方法を、焼却では広域での焼却施設導入の可能性を検討する。また、従事者の意欲向上を図るため捕獲に対する報償金制度についても継続・検討する一方で、農家等にワナなどの狩猟免許の取得を推進し、新たな担い手の確保・育成を進めるとともに、狩猟免許を持っていない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ集落単位での捕獲体制作りを行っていく。そして、安全に捕獲を推進するため、有害鳥獣捕獲従事者への講習会を行う。

捕獲とは別に、「有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり」を進めるため、関係機関や地域住民の協力を得て獣害に遭いやすい農地や獣道の調査、集落周辺に生息している有害鳥獣の数などのデータの収集を継続し、それに基づく的確な追い払い活動の推進、地域ぐるみの防護柵や緩衝帯の設置などを集落と共同で行う。あわせて、エサ場になるような家庭における生ゴミの放置、未収穫農作物、放置果樹等を集落から無くし、隠れ場所になりそうな耕作放棄地を解消する。

その他、有害鳥獣の防除対策として侵入防止柵の新設や、過去の補助事業で設置した侵入防止柵の保守点検等の適切な維持管理について指導を継続する。

現段階でクマによる人身被害、農林業被害は未発生ではあるが、今後イノシシ、シカの捕獲活動を推し進めるためには、クマの錯誤捕獲防止対策を講じるとともに、錯誤捕獲時等に対応できるように必要資機材を準備する必要がある。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

シカ、イノシシ、サル、カモシカについては、愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画に基づき計画的に捕獲を進める。  
※有害鳥獣の捕獲については、市町村がその業務を猟友会に委託して実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	シカ、イノシシ、サル、カモシカ、ノウサギ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、ダイサギ、コサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新城・北設広域鳥獣害対策協議会や近隣市町村と連絡調整を図りながら、一斉駆除等の各種捕獲、防除対策を進める。</li> <li>・ 地域の取組に応じて檻とわなを購入し、貸出しを行う。</li> <li>・ 県猟友会等が行う狩猟免許取得に関する講習会への参加を促し、狩猟者の確保に努める。</li> <li>・ 新規狩猟者が有害捕獲に参加できるよう、技術面の育成及び支援を行う。</li> <li>・ 狩猟免許を持たない者でも捕獲の補助ができる制度を取り入れ、地域住民が集落ぐるみによる捕獲や環境整備</li> </ul>

	ギ、カワウ	等の取組みが実施できるよう体制整備を進める。 ・カモシカについては、施策を検討するため妊娠率、年齢構成・性比等の情報収集を行う。 ・アライグマについて、低密度下でも効率的に捕獲が可能とされている巣箱式わなの実証を行う。
--	-------	---

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ、サル、カモシカ</p> <p>愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画により設定する。なお、捕獲頭数は、過去の捕獲頭数実績を考慮するとともに、目撃情報や被害状況を始め、県が作成する各種資料を参考として設定する。</p> <p>管内の生息数を減らすため、繁殖可能な成獣の捕獲に努める。</p>
<p>○シカ</p> <p>愛知県第二種特定鳥獣管理計画に基づく市町村実施計画により設定し、捕獲頭数は県が5 kmメッシュ単位で算定している推定生息密度をベースに県と調整して設定する。</p> <p>管内の生息数を減らすため、繁殖可能なメスジカの捕獲に努める。</p>
<p>○中型獣及び鳥類</p> <p>過去の捕獲頭数実績を考慮するとともに、目撃情報や被害状況等を参考に捕獲頭数を設定する。近年、ダイサギ、コサギによる被害が発生しているため、被害のある豊根村において、実施計画に盛り込むとともに当被害防止計画へも対象鳥類を追加する。</p>

#### 捕獲計画数（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	4,550	4,650	4,750
イノシシ	1,780	1,790	1,800
サル	870	870	870
カモシカ	18	18	18
ノウサギ	70	70	70
タヌキ	390	390	390
ハクビシン	380	380	380
アライグマ	230	230	230
アナグマ	195	195	195
ヌートリア	35	35	35

スズメ	20	20	20
カラス	250	250	250
ヒヨドリ	120	120	120
ハト	140	140	140
アオサギ	200	200	200
ダイサギ	10	10	10
コサギ	10	10	10
カワウ	330	330	330

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (新城市)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	2,150	2,150	2,150
イノシシ	1,300	1,300	1,300
サル	700	700	700
カモシカ	0	0	0
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	250	250	250
ハクビシン	240	240	240
アライグマ	110	110	110
アナグマ	140	140	140
ヌートリア	20	20	20
スズメ	10	10	10
カラス	170	170	170
ヒヨドリ	20	20	20
ハト	90	90	90
アオサギ	120	120	120
ダイサギ	0	0	0
コサギ	0	0	0

カワウ	210	210	210
-----	-----	-----	-----

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (設楽町)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	1,200	1,200	1,200
イノシシ	300	300	300
サル	50	50	50
カモシカ	8	8	8
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
アライグマ	50	50	50
アナグマ	30	30	30
ヌートリア	5	5	5
スズメ	10	10	10
カラス	30	30	30
ヒヨドリ	30	30	30
ハト	10	10	10
アオサギ	30	30	30
ダイサギ	0	0	0
コサギ	0	0	0
カワウ	30	30	30

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (東栄町)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	400	500	600
イノシシ	80	90	100
サル	60	60	60

カモシカ	10	10	10
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	20	20	20
ハクビシン	50	50	50
アライグマ	50	50	50
アナグマ	15	15	15
ヌートリア	10	10	10
スズメ	0	0	0
カラス	30	30	30
ヒヨドリ	30	30	30
ハト	0	0	0
アオサギ	30	30	30
ダイサギ	0	0	0
コサギ	0	0	0
カワウ	50	50	50

(参考) 市町村別の捕獲計画数 (豊根村)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	800	800	800
イノシシ	100	100	100
サル	60	60	60
カモシカ	0	0	0
ノウサギ	40	40	40
タヌキ	70	70	70
ハクビシン	40	40	40
アライグマ	20	20	20
アナグマ	10	10	10
ヌートリア	0	0	0

スズメ	0	0	0
カラス	20	20	20
ヒヨドリ	40	40	40
ハト	40	40	40
アオサギ	20	20	20
ダイサギ	10	10	10
コサギ	10	10	10
カワウ	40	40	40

捕獲等の取組内容
<p><b>【新城市】</b>  捕獲手段：銃器とわなにより実施する。（特定猟具使用禁止区域内では、わなによる捕獲で対応、捕獲後の止めさしに限り銃器使用可とする。）  また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び新城市鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。  ICTを組み合わせた罠での大型獣（シカ）の捕獲を実施。  実施時期：4月1日～3月31日  実施場所：新城市全域</p>
<p><b>【設楽町】</b>  捕獲手段：設楽町猟友会員による銃及び罠による捕獲。設楽町鳥獣被害対策実施隊による罠による捕獲。狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、設楽町猟友会員及び設楽町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。  実施時期：4月1日～3月31日  実施場所：イノシシ、シカ（全域）、サル（田口・清嶺・津具地区）、カモシカ（カモシカ捕獲団地）、その他は町内全域</p>
<p><b>【東栄町】</b>  捕獲手段：東栄町猟友会による銃及び罠による有害鳥獣捕獲  また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び東栄町鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。  ICTを組み合わせた罠でのサルの捕獲を実施。  実施時期：4月1日～3月31日  実施場所：東栄町全域</p>
<p><b>【豊根村】</b>  捕獲手段：装薬銃、空気銃、わな、網（猟友会への委託による有害鳥獣捕獲）</p>

また、狩猟免許を所持しない農家等（集落）による有害獣類捕獲を、猟友会員及び豊根村鳥獣被害対策実施隊と協力連携し実施。

※わな捕獲については、とよね有害鳥獣被害防止特区による狩猟免許を持たない農家等の連携・協力実施体制を含む。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：豊根村全域

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

##### 【新城市】

必要性：接近できない場所でのイノシシやシカなどの大型獣を捕獲する際、射程の長いライフル銃を使用することで、捕獲従事者の安全性を確保しつつ捕獲の成功率を高めるため必要である。

捕獲手段：愛知県公安委員会でライフル銃所持に対し懸念なく認められた6名（うち2名は鳥獣被害対策実施隊員）により有害鳥獣捕獲を実施。

実施時期：4月1日～3月31日

実施場所：新城市全域

#### （4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### （1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵	電気柵、トタン柵、 防護ネット、爆音機 金網、ワイヤーメッシュ柵
中型獣	防護ネット	防護ネット	防護ネット
鳥類	防護ネット	防護ネット	防護ネット

##### （2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全対象鳥獣	地域ごとの管理体制を整え、定期点	同左	同左

	検を行う 除草作業や施設の 補修を実施		
--	---------------------------	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の的確な把握に努めるとともに、関係機関や地域住民から集落における鳥獣被害が発生しやすい農地や獣の通り道、野菜の残滓等のある地点などの情報を収集する</li> <li>・集落を餌場としないため、未収穫果樹等の撤去、草刈りの励行、追い払い隊設置の必要性について、各種懇談会や獣害対策説明会などで普及啓発する</li> <li>・トレイルカメラによる生息状況調査と情報共有を行う</li> <li>・サルについては、専用の電気柵や防護ネットなど適正な部材の使用や設置方法を検討するとともに、発信器を用い、群れの生息状況調査や個体数調査を実施し、被害集落等への情報提供を行う</li> <li>・CSF（豚熱）に関して関係機関と情報共有を図るとともに、発生予防・まん延防止を目的とした活動に係る支援を実施する</li> </ul>

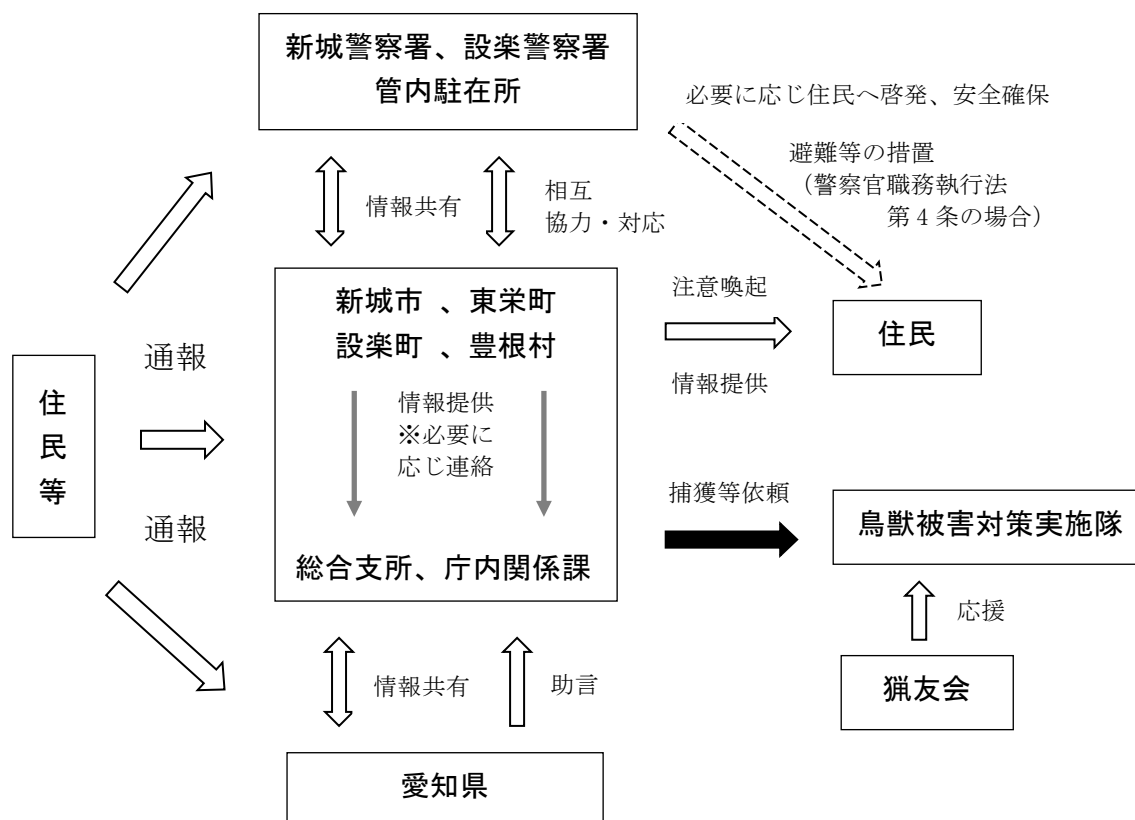
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県新城警察署、設楽警察署、管内駐在所	緊急パトロール、地域住民への注意喚起、地域住民の安全確保等
愛知県（新城設楽農林水産事務所、東三河総局新城設楽振興事務所等）	捕獲等に関する技術的支援、情報提供支援等
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	被害等情報収集、住民への注意喚起・情報提供、関係機関との連絡調整、現場対応の検討・実施、関係機関及び鳥獣被害対策実施隊への協力要請、庁内関係課、支所がある場合は支所との連絡調整
新城市、設楽町、東栄町、豊根村 各鳥獣被害対策実施隊	事件に対処するため、各市町村の要請に基づき出動（有害鳥獣の捕獲、防除等対応方法の検討・実施、猟友会との協力）

新城市、設楽町、東栄町、豊根村 各猟友会	鳥獣被害対策実施隊の応援
-------------------------	--------------

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣は、適切に埋設、焼却処理又は食肉利用を行う。(捕獲したカモシカは、生息調査及び学術研究のため、頭部及び生殖器を関係機関に移送する。)
- ・イノシシの処分作業においては、適切な豚熱防疫対策を実施する。
- ・埋却処理方法について、大型排水管等を用いた処理方法の導入可能性を検討する。
- ・焼却処理方法について、広域での施設・設備の導入可能性を検討する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・捕獲されたイノシシやシカの一部は、業者を通じて食肉として流通してきたが、獣肉の流通をさらに促進し食品として利用等されるためには、個体の損傷を最小限に抑えた
----	--

	<p>捕獲を行うとともに、肉質を低下させない適切な放血を施した個体を迅速かつ丁寧に回収・運搬し、解体許可施設へ搬入することが必要になる。今後は、そうした安全な食肉としての価値を保持でき且つ衛生的に処理・管理される獣肉の取扱量を確保、増加させていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当管内には、民間事業者を含めて食品衛生法に基づく食肉処理業及び食肉販売業の許可を受けた解体処理施設が3箇所あり、食の安全・安心の確保に向け、当処理施設の利用を推進する。しかし、当地域は広大な面積を有し捕獲後解体許可施設までの時間を要することから、迅速な解体処理と保冷設備を備えた移動式解体車の導入を検討する。また、流通を促進するため、地産地消を推進するとともに、より大口の販路の確保に向けた取り組みを支援していく。</li> </ul>
ペットフード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲されたイノシシやシカの一部について、捕獲方法や個体の状態により食肉に適さない個体、肉の一部（内臓）については、管内のペットフード等への加工処理業者へ搬入する獣肉を増加させる方法を検討する。</li> <li>・奥三河高原ジビエの森がペットフード缶の販売を開始するため、販路拡大など支援方法の検討を行う。</li> </ul>
皮革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮革の利用については、自家消費の一部が利用されている他、奥三河高原ジビエの森にて鞣しとして一部を卸している状況である。管内の皮革加工処理を行っている者の状況調査や、販路など調査を行い、さらなる有効利用の可能性を探る。</li> </ul>
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内に動物園へのと体給餌を行う施設もあることから、搬入する獣肉を増加させる方法を検討する。</li> </ul>

## (2) 処理加工施設の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽町にあるジビエ処理加工施設「奥三河高原ジビエの森」を機能向上し、ジビエの有効利用を推進する。</li> <li>・年間処理計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度 シカ700頭</li> <li>令和9年度 シカ750頭</li> <li>令和10年度 シカ800頭</li> </ul> </li> <li>・奥三河つぐ高原グリーンツーリズム推進協議会が奥三河高原ジビエの森を創業し、狩猟免許を持つスタッフが、設楽町内外で捕獲されたシカ等の止め刺し立会いから施設搬入、商品化・販売までを一貫して実施している。</li> <li>・衛生管理については、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」、愛知県の「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」に基づき、適正な管理を行</li> </ul>
---

う。捕獲個体の肉質に直結する止め刺し（血抜き）については、必ず現場で立ち会い、原則1時間以内で施設へ搬入するとともに、やむを得ず時間を要する場合は腹部を冷却しながら運搬することで、内容物の発酵や解体時の汚染リスクを低減させる。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・衛生的な解体を学ぶ講習会を開催し、安全で持続可能なジビエ利用の普及を推進して、関係者の資質の向上を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新城・北設広域鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
愛知県新城設楽農林水産事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
新 城 市	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
設 楽 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
東 栄 町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
豊 根 村	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援をする。
愛知東農業協同組合	事務局を担当し、協議会に関する事務連絡を行う。
同組合生産部会	被害防除などの情報提供を行う。
各市町村猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣の捕獲を行う。
各市町村森林組合	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
奥三河高原ジビエの森	ジビエ等利活用の推進、情報提供を行う。
愛知森林管理事務所	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。
森林・林業技術センター	有害鳥獣の関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化（主に鳥獣保護管理法、第二種特定鳥獣管理計画等）に関する情報提供・助言を行う。
愛知県農業共済組合	被害量の情報提供を行う。
各漁業協同組合	鳥獣被害の情報収集及び防除対策の実施。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・4市町村ともに平成24年2月1日に実施隊を整備した。  
 ・有害鳥獣の捕獲、防除等対応方法の検討・実施、猟友会との協力・連携を行っている。

・主に市町村職員が担っているが、農林漁業者やそれ以外の住民も所属している実施隊もある。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在は、個々の農業者が防護柵を設置する事例が見られるが、中山間地域等直接支払交付金事業に参加している地域では、共同で集落内に電気柵を張り巡らすなどの取組みを実施している事例もある。

こうした取組みを周知しながら、地域ぐるみによる草刈り作業による緩衝帯の整備や収穫残渣の処分の徹底などの申し合わせを遵守するような仕組みが各集落に形成できるよう啓発を進める。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、新城・北設広域鳥獣害対策協議会と各市町村とが連携し、共同で講習会、情報交換会、現地研修会などを開催する。

また、環境整備対策は、耕作放棄地対策にもつながることから、各種事業による整備も視野に入れ、関係機関との連携を図る。